

Title	デヴィッド・ヒュームの「貿易平衡」論(二)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.8 (1920. 8) ,p.1125(97)- 1147(119)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200801-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

營權分配制度の如きは、先づ上記第三の場合に近いものとも見られやう。而して科學的經營法の如きは、労働組合の勢力發達して、第二の場合の出現せんとすることを半途に止め、資本労働の關係を第一第二の場合の中途に停滯せしむるの嫌あるを免かれないのである。マーシャル氏が科學的經營法を説明した言葉の内に「此經營法は主として大企業に於ける従業員の職務并に従業員各自の關係に於ける分配と組織とを調節し、同時に従業員多數の責任の及ぶ領域を狭くし、且つ最も簡單なる仕事に就て與へた命令を遵奉させて、全體の能率を上進させることを期するものである」と云ふ一節のあるのを見たが、斯の如きは誠に科學的經營法の長所と短所とを道破したものである。即ち此經營法の行はれる結果として、人間が恰も一つの機械の如く、責任觀念なく、創造發明の力なく、孜孜として與へられた仕事を爲すの外に、他あるを知らないと云ふやうな状態に居るのは、決して社會生活を完全にす所以とは解されないのである。

デヴィッド・ヒュームの「貿易平衡」論 (二)

高橋 誠一郎

九

這個對佛貿易反對の意見を喚起し、之れを持續せしめて、纏がて其の殆んど全部の禁止を誘致するに於て最も有力なる援助を與へたる者は Sam. Fortrey が一千六百六十三年 Cambridge に於て出版したる Englands Interest and Improvement. Consisting in the increase of the store, and trade of this Kingdom. なり(第二版は一千六百七十三年三版は一千七百十三年四版は同四十四年倫敦に於て刊行せられ、更に Whitworth, McCulloch 及び Hollander 之れを翻刻せり)。彼れは此の著に於て佛王路易十四世に提出せられたるものと稱する(而も之れを立證す可き何等の典據を舉示することなし)年々英國に輸出せらるる佛國貨物及び英國より佛蘭西に輸出せらるる貨物の目録を掲げ、前者は大凡二百六十萬磅に達するに拘らず、後者は一百萬磅を越ゆること

なきが故に、英國は其の佛國貿易に於て、少くとも年々一百六十萬磅の損失を爲しつゝあるものなりと論結せり。而して當初、佛國に輸入せらるゝ英國貨物の價值が英國に輸出せらるゝものゝ價值を超過しつゝあることを想像して、對英貿易を禁止せんとするの企圖を有したる佛王は、是れに由りて却つて自國の損失を來す可きを知り、直ちに這般の企圖を抛棄せりと雖も、而も一定の英國貨物に對する關稅を引上げ、是れが爲めに是れ等貨物の販路は甚しく妨害せられて、狹少と爲るに至れりと附言せり(同書一千六百六十三年版 pp. 22—25)。斯くの如き出處不明なる申告中に掲げられたる茫漠たる計算は、爾後久しく反覆論議せられて、反佛國貿易の俗論の上に多大なる影響を有せしなり (McCulloch, Preface to "A Select Collection of Early English Tracts on Commerce," 1856, p. ix; Ashley, The Tory origin of free trade policy, Quarterly Journal of Economics, July, 1897, p. 34; Hollander, Introduction to "Englands Interest and Improvement," 1908, p. 4. 參照)。

然れども、Forleyは自然の富及び人民を以て、一國の強大を増加するが爲めに必要なるものなりと觀じ、而して英國は此の二者に於て卓越せるが故に、必然凡ゆる

他の國々を凌駕して大なる富強を獲るに至るを期待し得可しと説き、彼れが決して本來の悲觀論者に非ざるを示したるも、而も私益は屢々公利の障害たるを知悉せり。是に於て乎、公利は單に全體の利益を以て念とする單一なる權力に由りて指導せらるゝを必要と做すなり。斯くて彼れは自然の豊饒と人口の夥多とを以て國家繁榮の二大要件と觀たる其の論據に基き、人口及び自然の富を増加す可き方策を論じ、兩者は正しく指導せらるゝ時は概ね互に他の一方を産むなりと主張せり(同書 pp. 31—32)。彼れは人口を増加する方法として單に國家が適當と思惟したる制限の下に、外國人をして國內の移住、土地財貨賣買、貨物輸出入の自由、其他英國民の有するに等しき特權を享得せしむるに賛し、人口の増加に對する反對論に答へ (pp. 11—13)、自然の富を増加するが爲めに圍繞法の利益を力説せり (pp. 11—20)。斯くて彼れは又た一國の君主は内に在りては自國民の製造業を獎勵増加し、外に對しては關稅を輕減して自國精製品の輸出を便ならしめ、自國製品及び外國貿易を利用するが爲めに有用にして且つ此の地に於て産出せらるゝことなき外國貨物は自由に之を輸入するを得せしめ、而して惟り國內に於て消費せらるゝが

爲めに有用なるもの、既に完全に仕上げられて、此の地に於て何等の加工を受くる能はず、又た再輸送せらる可きものにも非ざる貨物は、非常なる高率の關稅を賦課せらる可きを主張せり。而も是れ等の貨物は輸入を禁止せらる可きに非ず、高率なる關稅の賦課に由りて國家は多大なる收入を擧げ、國土は是れ等貨物の高價と爲れるに由りて、空しく國外に費消せらる可き其の富を節約し、而して自國內に於ける製造業を奨励すること、爲る可し(p. 28-29)。蓋し彼れの謂ゆる riches は金銀財寶の蓄積を指すに非ずして、貨物の夥多を意味し、其の期する所は、是れを以て大人口を維持し、又た大人口に由りて、富を増大し、以て國家の強大を致さんとするに在るなり。此の著に對する Edwin Cannan の評言は、些か苛酷に過ぐるものあるを認めざるを得ず(Dictionary of National Biography, ed. Stephen, vol. xx, p. 50. 參照)。

十

次いで一千六百八十年を以て現れたる匿名の著に *Britannia Langvens, or a Discourse of Trade: shewing the Grounds and Reasons of the Increase and Decay of Land-Rents, National Wealth and Strength. With Application to the late and present State and Condition of England,*

France, and the United Provinces. あり(前掲 McCulloch の *Tracts on Commerce*. 中に収録せらる)本書の著者に就きては、偶々臆測を下す者なきに非ざるも、吾人は何等確實なる知識を有することなし。匿名氏の目的とする所のものは、各個人が安固有福なる生活を得るが爲めに、十分なる貨幣收入を取得するを以て任務と做し、銳意其の私利を追求しつゝある間に、一種の一般的勞症は徐々に吾人を襲ひつゝあるの事實を立證せんとするに在り。即ち我が地代は一般に著しく下降し、我が内國貨物は其の最近に至るまで有したる價格及び價值を失墜し、我が貧民は夥しく増加し、而して治く爾餘の我が人民は漸次貨幣の缺乏を感じつゝあるが故なり。(前掲一千六百八十年版, p. 1.)

交易(Trade)は國民的なるか、或ひは私的なるか(National or Private)の孰れかなり。國民的交易は全國民の富強に影響するが故に、實だに商人の事に非ざるなり。私的交易は交易業者の特殊の富に關係を有し、其の目的及び所期に於て前者と相違し、私的交易は私交易業者に取りては頗る有利なるも、而も全國民的交易に取りて有害否、寧ろ頗る破壊的なる結果を有すること有る可きなり(同 pp. 10-11)。而して彼

これは英國の内外交易に對する障礙を算へて、英國に於て建造せらるゝ船舶は和關のそれに比して其の航行の爲めに遙かに多數の海員を要し、爲めに我が商人は彼れよりも遙かに大なる勞銀及び食料を負担すると、一般關稅高率にして、通常我が商人は關稅支拂の爲めに空しく其の資本の一部を國內に死留せざる可らざること、航海條例及び一千六百六十三年の條例(14 Car. II. cap. II.)は英國貿易の特權を自國の木材を以て建設せられたる船舶に限定するが故に、其の建造裝備の費用頗る大なること、家畜の輸入を禁止したる最近の愛蘭士條例(18 Car. II. cap. 2. & 30 Car. II. cap.)に由りて、蘭佛兩國商人は愛蘭士の食料を以つて英國人よりも低廉に其の船舶に食料を積載し得ること、利子の高率なること、航海條例は英國海員の四分の三を必備することを強制するが故に、英國海員に其の勞銀を増加するの機會を與へたること、旅行券下附料其他(10. Stat.)並びに東印度會社、亞弗利加會社、其他の商事組合の獨占(129-134) Elizabeth 女王朝の救貧條例(43 Eliz. cap. 2)及び徒弟條例(5 Eliz. cap. 4)の弊害(159-160)ギルドの特權(167-100)原版頁付前後せるも暫く之れに従ふ、外國新教徒に對する一般歸化法及び新教非國教徒に對する寬恕法の欠

缺(103-115)、新工業に對する二十一年間の專賣特許(116)ギルドに於ける選舉に伴へる酒宴(同)魚類、大麻及び亞麻に對する十分一稅(116)裁判の多費及び遲延(117)等を擧げたり。

凡そ一國は外國貿易に由りて富裕、人口稠密、隨つて又た強大と爲るが如く、等しく是に由りて貧窮、人口消散、隨つて又た微弱を來すことある可し(121)。即ち農工商の勞症的状态は又た佛國其他の地方よりの奢侈品輸入に起因せる金銀輸出の結果なり。固より吾人は自國よりして外國人に對し何物かを送附することなくして貿易を行ふこと能はず、又た其の國が輸出す可き何物をも有せずせば、貿易を持続すること能はざるは自明の理なり、然れども Britannia Langvens. の著者の主張する所は、貿易は相當の期間地金の輸出に由りて行はるゝを得可く、吾人が斯くの如くして貨物を獲得しつゝある間は、終始自國産業は不振の状態を持続せざる可らず、而して是にして繼續すること相當に長ければ、國産の滅絶、國家の敗壞は蓋し免れざるの結果なりと謂ふに在るなり。彼れは唯一無二の富として金銀財寶の重要なる所以を過太に估料する者に非ず、彼れは勤勉が繁榮に取りて眞泉

源たるの事實を熟知せり、而も彼れが地金の輸出に反對せる所以のものは、是れ、吾人が外國民に對し自國の市場を開きつゝある間に、吾人は國外に市場を取得することなきを意味するものなるが故に、そは我が國產の停止を表示するものと信じたるに由るものなり。彼れの所論は最も克く後期に於ける貿易平衡論の眞意義を表明せるものなり(前掲 Cunningham, pp. 397-399 参照)。

即ち彼れ曰く、國民的財寶が次第に減少するに至るや、人民は一般に之を有すること次第に僅少と爲り、是れが爲めに凡ゆる内國貨物の價格、延いては又た地代をして其の下落の勢を持続せしめ、内國工業は輸入に由りて抑壓閉止せられて、農民及び製造職は等しく其の業を拋棄し、其の資本の價值は縮小せざるを得ずして、地代、勞銀及び其の他の永續的費用によりて不知の間に銷磨せらる可く、人々は原因の不明なる災禍に對して防備すること能はず、而して國內交易愈々沈滞するに伴れて、勸勉其の者も亦損傷挫折せられざるを得ざるなり。而も國內に虛榮心と貨幣との存する限り多數の大商人及び外國商品の小賣商は富裕と爲り、關稅收入亦た増加す可く、而して交易の直流に立つことなき人々も亦た一時收入の増加を來

す可きも、應がて一般の貧窮を來し、凡ゆる種類の犯罪者を増加し、強健有爲なる人民の國外移住、及び有徳なる結婚の義務を避けて不法なる亂交を選ぶの風に由り人口の減少を來すに至る可しと(pp. 126-136)。

十一

應がて印度貿易に對する非難は又た一千六百九十七年 England and East-India inconsistent in their Manufactures. Being an Answer to a Treatise, intituled, *An Essay on the East-India Trade*. By the Author of, *The Essay of Ways and Means*. の出版を促せり。匿名の著者は John Pollexfen として、著者が論駁せんとしたる *An Essay on the East-India Trade*: 1697. の著者、即ち謂ゆる The Author of *The Essay on Ways and Means*. は謂ふまでもなく Charles D'Avenant なり。(彼れは又 *A Discourse of Trade, Coyn, and Paper Credit, and of Ways and Means to gain and to retain Riches.* の著者として知らる、一千六百九十七年、等しく匿名を以て出版せられ、一千七百年其の頭字のみを記して再版せらる)從來東印度貿易に對して放たれたる非難、即ち同貿易は我が正貨及び地金の輸出と製造品及び無用の玩具の輸入に由りて遂行せらるゝものなりとの論に對して、同貿

易の擁護者は這般の財貨が英國内に於て消費せらるゝに非ずして、外國市場に輸出せられ、是れに由りて曾つて輸出せられたるよりも多量の地金の輸入を誘起するものなりと答ふるを常とす。然れども Pollexfen の見を以てすれば、是れ等財貨の一半は國內に於て消費せらるゝ所にして、又た是れ等の製造品は自國民に由りて製造せらるゝ物の消費を妨害するものなり。地主は公共の幸福と等しく、其の特殊の利益に對しても亦た、却つて織匠よりも這般の爭議に休戚を有するものなり。我が正貨の保持、我が製造品の消費及び我が人民の使用と等しく土地の賃子も亦た該貿易の決定に對して取らる可き態度に依頼する所多し。(同書 pp. 3-4)。斯くして彼れは逐次 D'Avenant の所説を論破せんと試みたるなり。(pp. 4-59)。

彼れが本書中に於て、交易の維持及び増加に對して置かる可き第一の基礎は資本を取得するに在り、而して其の資本は貨幣に於て存せざる可らずと謂ひ (p. 40)、或ひは當然一國民の富若しくは財寶と稱せらる可き物を論じて、金銀の如く此の名稱に價するものなく、珠玉、鉛、錫、又は鐵は之れに及ばず、絹、毛織物、酒類、其の他のものは朽腐を免れざるが故に、外國に輸出せられて金銀に形を變するまでは、其の國

の富として尊重せらるゝの價値なしと做すの意見を是認せるは (pp. 67)、「一見國富を以て正貨と混同するの誤謬に陥れるが如きも、而も其の同年の原著 A Discourse of Trade, Coin and Paper Credit. は彼れが東印度貿易に對する主たる攻撃の論據を貨幣より分立せる富の理論に置けるを示すものあり。第十七世紀の前期に於ける東印度貿易に對する攻撃の重點が主として其の輸出の方面、即ち銀の輸出に存したると等しく、今や最も猛烈なる非難は其の輸入貿易に向へるなり。即ち從來藥材、香料の輸入を行ひ來りし東印度會社は、凡そ一千六百七十年の交より英國品と内國市場に於て競争す可き織物類の輸入を開始し、應がて Pollexfen の言葉を借りて謂へば、最大なる洒落者より最卑賤なる炊事婦に至るまで、印度の織物の如く、其の身體を裝美するに適し、印度屏風、箆筒、寢褥及び懸布の如く、寢室の裝飾に適し、又た磁器及び漆器の如く納戸に適せるものなしと思惟するに至れるなり(同書一千六百九十七年版 p. 99)。斯くて國外に於て精製せられたる貨物の輸入は國民の職を奪はんとしつゝあるなり。Pollexfen は曩々に掲げたる John Bellers と等しく、英國は他人の汗と勞働とに依頼して其の富と必需品とを取得する者が是れ等の物

を準備するが爲めに勞働する者に比して其の割合大なるが故に宛も「多數の枝を有するも根の少なき立木の如き」ものありと倣せり(同p. 44)。

同年又た倫敦の織匠 H. S. なる者 Reasons Humbly Offered for the Passing of a Bill for the Hindering of the Home Consumption of East-India Silks. を著して製造職二十五萬人の業務は該貿易を續行せしむるに由りて有害なる影響を受く可く、而してそは亦羊毛の價格の上に反映し、聽て地主階級の繁榮を脅すに至る可きを主張せり(同書p. 3)。

同じく倫敦の織匠と稱する Z. C. 亦同年 The Great Necessity and Advantage of Preserving our own Manufacture. を出版して、一商人が印度に對し一萬磅を輸送し、之れに對して此の地に於て七萬磅を彼れに與ふ可き高の絹織物及び更紗を輸入すと假定し、若し是れ等のものが悉く自國の絹及び毛織物に代りて此の地に於て着用せらる可しとせば、該商人は頗る有利なる企業を行へるにも拘らず、其の國民は一萬磅を損失し、同額だけ貧窮と爲り、而して彼れにして送金すること愈々多く、且つ愈々頻繁なる時は、之れに準じて、彼れは愈々急速に富裕と爲り、而して該國民は愈々貧窮と爲る可きを論じたり(同p. 6)。

斯くて是れ等の主張は終に勝利を得て、一千七百年 An Act for the more effectually employing the Poor by encouraging the Manufactures of this Kingdom. (11 William III. c. 10) と爲りて議會を通過せり。即ち同法は「過去最近二ケ年間に於て存したると同一の體様及び割合を以て東印度に對する貿易を持續するは我が王國の財寶を蕩盡し、鑄貨を溶解し、而して人民の勞働を奪ひ、是れが爲めに頗る多數の自國製造職は各自の教區に取り極めて煩勞多費と爲り、他は是れが爲めに國外の地方に職を求むるの已むなきに至るが故に、必然國家の大損害たらざるを得ざること最も明白なるを以て、該貿易は内國市場に關する範圍内に於て制限を受け、東印度貨物は再輸出の爲めに倉庫に納入し、國內に於て販賣するを得ざるものと爲れり(前掲 Cunningham, pp. 465-6 參照)。

十二

他方に於て佛國との貿易は一千七百年葡萄酒の禁輸を撤去し(Anne c. 8) 一千七百十三年 Utrecht の平和條約に附帶せる通商條約の第八及び第九條に於て英國側に在りては、佛貨に對する關稅は如何なる他國のそれに對する關稅よりも重

大なる可らず、而して一千六百六十四年以後に通過せしめられたる一切の禁止法は廢止せらる可く、佛國側に於ては英貨は一千六百六十四年の關稅則に準據して課稅せらる可く、而して該關稅則に背馳せる一切の法律は撤廢せらる可く、又た Anne 女王及び佛國王の臣民は總て最惠國と同一なる通商上の特權を享有す可きを協定せり。而して此の條款を實施し、當時他國の財貨に對して徵せられたるもの以上に佛國輸入品に對し五割餘を課しつゝありし關稅則に必要なる變更を加ふるが爲めに一法律案の起草を見たり。(Charles King, *The British Merchant; or Commerce Preserv'd*, 1721, vol. 1, p. 130 參照)。此の提案は商人階級の間に憤怒の狂嵐を捲き起せり。政府は其の條約に對し忠實ならんことを努め、而して其の再課の困難を期待して、二ヶ月間佛國酒類に對する關稅の停止を行はんと試みたり。而も彼れ等は下院に於ける多數黨を指揮せるに拘らず、勳議は終に否決せられたり。

是に於て乎、政府及び其の反對派は互に輿論に訴へて勝利を獲得せんことを努め、最も興味ある經濟上の論争を惹起するに至れり。Daniel Defoe は其の健筆を振つて同年 *An Essay on the Treaty of Commerce with France / Considerations upon the Eighth and*

Ninth Articles of the Treaty of Commerce and Navigation / Some Thoughts upon the Subject of Commerce with France. 及び *A General History of Trade*. 等の冊子を出版するを共に、同年五月二十六日より翌十四年七月二十日まで至るまで一週三回 *Mercator, or Commerce Reviv'd*. 紙を發行して Robert Harley (Oxford 伯) 及び Henry St. John Bolingbroke 子の通商政策を援護し、佛國貿易の有利なる性質を論證するに努めたり。之れに對して反對派は Charles King を主幹として一週一回 *The British Merchant, or Commerce preserv'd*. を發行せり。King の外 Henry Martin, Sir Charles Cooke, Sir Theodore Janssen, James Milner, Nathaniel Toriano, Joshua Gee, Christopher Haynes, David Martin 等之れに寄稿せり。

即ち政府の提案は管だに佛國製品をして國內市場に於て競争を開始せしめ、我が金銀の *capital stock* を減少せしむるのみならず、佛國酒類に對し葡萄牙のそれと等しき有利なる條件を許す時は、かの Methuen 條約を侵害すること爲り、葡萄牙は英國の毛織物を禁止するに由りて自由に之に報復するを得可く、斯くて又た間接に一千七百〇三年を以て開設せられたる英國品の有利なる市場を閉鎖し、織物業者並びに其の地代の騰貴が羊毛の價格と密接の關係ある地主を脅すものと思

惟せられたるなり。洵に高率の關稅は佛貨の洪水を防止す可き唯一の圍障なりと觀せられたり。British Merchantの寄稿家等は熱心に「吾人が織機及び大不列顛の地代を維持するは佛蘭西の酒を以て吾人が口蓋を満足せしむるよりも國民に取りとて重大なる效果有ることを主張せり(前掲同書 vol. 1, p. ix)。彼れ等は Defoe が「頗る眞しやかに論述するの機巧を有し、而して彼れを使備し、彼れに資料を供給せる者が税關に於ける一切の公文書の支配を有しぬるが故に、彼れは交易に熟練なく同時に又た當時之れに反對するは大罪惡たりし佛酒を愛好すること深かりし者の間に克く幾多の惡戯を行ふの力を有したるなり」との怨言を漏せるに拘らず(同註)彼れ等の主張は實際上勝利を得て、Methuen條約は維持せられ、佛國との通商約款は何等の效果を生ずることなくして終れり。一千七百二十一年 King は同紙を纂輯し之れを三卷として出版せり、曩きに引用せる The British Merchant 是れなり(本書は一千七百四十三年第二版を、同八年訂正第三版を出せり)。就中 Sir Theodore Janssen の General Maxims in Trade, particularly applied to the Commerce between Great Britain and France. 最も注意す可し。

十三

同じく The British Merchant の寄稿中に Joshua Gee あり。彼れは更らに一千七百二十九年に至り、倫敦に於て The Trade and Navigation of Great Britain considered: shewing That the surest Way for a Nation to increase in Riches, is to prevent the Importation of such Foreign Commodities as may be raised at Home. That this Kingdom is capable of raising within itself, and its Colonies, Materials for employing all our Poor in those Manufactures, which we now import from such of our Neighbours who refuse the Admission of ours. Some Account of the Commodities each Country we trade with takes from us, and what we take from them; with Observations on the Balance. を上梓し(本書は當時の經濟書中最も廣く行はれたるもの、一つなる可く、一千七百三十年第二版を、同三十八年増補第三版を、同年第四版を倫敦に於て、而して同五十年五版を六十年第六版を Glasgow に於て、更らに六十七年一商人の備考及び追録を附せる新刊を倫敦に於て發行せり)同四十二年 Lincoln 及倫敦に於て An Impartial Enquiry into the Importance and Present State of the Woolen Manufactures of Great Britain, as likewise the Improvements they are capable of receiving. を而して又た同年倫敦に

於て The Grazier's Advocate, or Free Thoughts of Wool and the Woollen Trade, を刊行せり。洵に彼れの諸著は、David Hume, の言葉を借りて言へば「國民が率直に平衡は五年乃至六年内に、彼れ等をして唯一のシリング貨をも有せざるの状態に委せしめざるを得ざる迄に顯著なる高に於て、彼れ等に對して逆なるの事實の委曲明細に證明せられたるを見たる時、彼等をして一般的恐慌に打たれしめたるものなり(Hume, Essays, Moral, Political and Literary, Pt. II, Essay v. pp. 296-7. ed. 1822.)」。

Gee は先づ英國國民が貿易及び航海に關しては William 勝王の時代より Elizabeth 女王の登極に至るまで多く同一の状態を維持し、其の間に在りて Edward 一世は貿易に對して注意を拂ひたる最初の君主なるが、Elizabeth 女王の時代より植民地の發見、居留地の開設、土耳其、露西亞其の他との貿易起り、William 王に由りて多數の有用品なる製造業が改良鼓舞せられたる小史を述べて(Trade and Navigation, chap. I. pp. 1-8. 一千七百三十一年第三版に據る、以下總べて同じ)英國對土耳其、伊太利亞、西班牙、葡萄牙、佛蘭西、Flanders、獨逸、諾威及び丁抹、瑞典、露西亞、和蘭、愛蘭、土砂糖栽培の植民地、煙草栽培地、Carolina, Pensilvania, New-Jersey 及び New-York, New England, 亞弗利加並びに

東印度及び支那貿易の實況を述べ(chaps. ii-xxi, pp. 9-30)英國國民の趣味の佛國化せるを慨し、佛王(路易十四世)は躬自ら範を示して、國內に佛國製品以外の物を着用するの風を除き、里昂其の他に於ける製造業者及び密輸出者に對し出來得る限りの獎勵を行ひ、從來英國東印度會社は歐洲諸國に對し多量のモスリンを輸出し來りたる所なるが、一千七百〇九年八月九日、同十年四月二十八日、同十二年三月二十九日、同十四年六月十一日と相續いで峻酷なる勅令を發し、漸次其の人民をして Canton 製のものを使用するに至らしめたるに拘らず、兩國間の平和成るや、多數の英國國民は佛國に渡航し、自國に佛國の流行を齎して、モスリンは流行遅れなり、Canton 製布は至盛なりと稱して、佛國品の普及を來さしめたりと説く(chap. xxii, pp. 31-33)更らに進んで本國及び植民地に於て貧民を使用し、總べての者をして悉く業務に従事せしむ可き提案を爲し(chap. xxiii, pp. 36-43)國內に於ける砂糖の消費高極めて大にして、再輸出の甚しく減少せるの事實を指摘して其救濟策に及び(XXV, pp. 45-48)航海條例を強固ならしめ、葡萄牙、西班牙等に寄港する總べての船舶は彼れ等が植民地に歸航するの前提、本國に歸國す可きを強制するに依りて英國の植民地貿易を増

大し、之れを自國に取りて一層有利ならしむるの提案を掲げ (XXV, pp. 48-53) 英國植民地の木材を葡萄牙、西班牙其他に輸送するは英國に取りて頗る大なる利益にして且つ航海を奨励すること大なる可きを論じ (XXVI, pp. 53-58) 本國に於て糊口の資を得ざる失職者をして其の生活の壓迫に驅られて犯罪を行ふに委するよりも之れを植民地に移して大麻、亞麻等の生産及び精製に使用するの利益を説き (XXVII, pp. 58-66) 英國は既に毛織物業を經營すること年久しく之れを以て他の歐洲諸國に於けるリンネル其他の製造品と交易しつゝありしが、佛國は自國の工業を増大するに努め、英國毛織物の輸入を抑制するが爲に是れ等のものを水に投入し、皺縮を來さしめ、更らに精製せしむるの策に出づるの外、之れに高率の關稅を賦課し、其他の諸國亦た之れに倣ふに至りたるが爲めに、之れに對する需要は増加するに至らずと倣し、最近四十年内に於ける戸數及び人口の増加、並に彼れ等を使用す可き製造業増加の必要を述べ、合宜の施設に由りて英國も亦た他の歐洲諸國と等しくリンネル及び絹業を經營す可き資料を取得す可きを論じ、銑鐵及び條鐵を植民地より輸致するの利益を述べ、本國及び植民地を繁榮ならしむ可き方策を建て

(XXVIII, pp. 66-82) 航海及び國內のリンネル業に取り必要缺く可らざる大麻及び亞麻の供給を露國皇帝に仰ぐの危険、凡ゆる他の船舶必要品と等しく自國植民地よりして是れ等の供給を受くるの利益、年々此の國に輸入せらるゝ、Bataviaよりの海需品、外國産リンネルの非常なる高、及 Flanders のレースは此國より輸出せらるゝ、凡ゆる毛織物の價值を超過するものと想像せらるゝこと、貧民は充分なる職を有するよりも幸福なることなく、又彼れ等の心意は安易なることなく、而して彼れ等が其の職を得たる時、富は全國に普及することを述べ (XXIX, pp. 83-91) 生糸及び其の供給を得可き方法 (XXX, pp. 92-99) 及び植民が富國の一大原因なること (XXXI, pp. 100-106) 植民地の法制は太守及び各領域の集會が其の謄本を本國の國王及び會議に致して之れが承認を経るまでは其の效力を有せしむ可らざること (XXXII, pp. 107-108) 自由港概論及び其の特權を Gibraltar 及び Port-Mahon に賦與するは英國の利益たる可きこと (XXXIII, pp. 109-116) 及び一般輸出入貿易平衡の真相を論じ (XXXIV, pp. 117-131) 而して一國の貿易は重大なる影響を有するものにして、幾百萬の幸不幸は繫りて其の上存するが故に、當さに嚴肅なる注意を行ふ可きものなることを論結せり

(Conclusion. pp. 146-147.)

中世を通じて抑制せらる可き悖徳有害なる動念と看做されたる自利及び私益は、マーカンチリズムの時代に入りてより之れを善導して最も賢明なる方向に進ましめ、以て國家の強大を致すに資せしむ可きものと認められたり。而して第十七世紀の大半を通じて私利をして公利の障害たることなからしむるが爲めに部分的利益の上に超然たる單一なる權力をして之れを支配せしむるの必要は社會の各方面に於て普く是認せられたる所なり。當時に於ける國家的經濟政策の要旨は實に地に無用の資料なく、人に無勞の徒なかしむるに在り。殊に同世紀後期以後の論者に取りては貿易の平衡に由りて流出入する正貨の高は末なり、是れに由りて影響せらるる國內の産業は本なり。西班牙及び葡萄牙の例に徴して、植民地及び商企業の大膨脹が本國に於ける農工業の衰退と相容るゝものなること明かなり。斯くて彼れ等は一國の貿易が國內の産業に及ぼす影響を知るの指標として其の平衡を使用したるなり。而して彼れ等は私的交易が私交易者に取りて有利なるも、往々にして全國民的交易に取りて有害なる結果を齎す可き場合あり。

るが故に、國家は其の商工業を助勵し、制規するが爲めに更らに能動的に干渉するの要あるものと觀たるなり。